

## 国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証などの 新規発行が終了します



法律改正により、紙の被保険者証(以下、保険証)の発行が令和6年12月2日に終了するため、保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を受診時に掲示することが基本となります。

なお、令和6年12月1日までに交付された「保険証」「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」は記載されている有効期限まで使用できます。

詳しくは遠賀町ホームページで確認してください。

### 保険証の有効期限以降の受診方法

#### 【マイナ保険証の登録をしている人】

▷医療機関などの窓口でマイナ保険証を提示してください。

※国民健康保険の被保険者には、保険証の有効期限が終了する前にマイナ保険証の登録情報を確認するための「資格情報のお知らせ」を交付します。

▷後期高齢者医療の被保険者には、令和7年8月の年次更新までは「資格確認書」を交付しますので、マイナ保険証または「資格確認書」を掲示してください。

【マイナンバーカードを持っていない人、マイナ保険証の登録をしていない人】

▷保険証の有効期限が終了する前に「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関などの窓口に掲示することで、これまで通り医療機関などを受診できます。

※マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れている人、マイナンバーカードを紛失・更新中の人、マイナ保険証での受診が困難な人などにも「資格確認書」が交付されます。(紛失・更新中の人やマイナ保険証での受診が困難な人は健康こども課窓口での交付申請手続きが必要です。)

#### ●問い合わせ

【国民健康保険】

国保年金係 ☎093-293-1239

【後期高齢者医療】

福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092-651-3111



## 住宅の耐震化を応援！ 建替え等に伴う除却への補助を新設しました



### 住宅耐震診断

もしものときに備え、自宅の耐震性能を確認しませんか。

#### ●診断対象 次の条件を全て満たす住宅

▷町内にある個人所有の木造戸建て住宅

▷昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工された住宅(以下、旧基準住宅)

▷平屋建てまたは2階建ての住宅

※スキップフロア(中2階など)のある住宅や店舗併用住宅、2×4工法の住宅、借家などは対象外です。

#### ●診断費用 1件当たり3,000円(税込)

### 建替え等に伴う除却[令和6年度新設事業]

住宅耐震診断の結果、基準を満たさない旧基準住宅の除却工事費の一部を補助します。

●補助金額 建て替えや耐震性のある建築物への住み替えに伴う除却費用または耐震改修工事費のいずれか低い額の2分の1(上限50万円)

### 耐震改修工事

住宅耐震診断時に作成された耐震補強計画書に基づいて行う旧基準住宅の耐震改修工事費の一部を補助します。

●補助金額 耐震改修工事費の2分の1(上限60万円)

### 省エネ改修工事[令和6年度新設事業]

耐震改修工事と併せて行う、外壁や開口部の断熱強化やLED照明、高効率給湯器などの省エネ改修工事費を補助します。

●補助金額 省エネ改修工事費の4分の1(上限20万円)

### ブロック塀等撤去費用補助

町内の倒壊の危険があるブロック塀等を撤去する際の費用の一部を補助します。

#### ●ブロック塀等とは

▷補強コンクリートブロック造の塀

▷れんが造、石造、コンクリートブロック造の塀

#### ●補助対象 次の要件を全て満たすブロック塀等

▷高さが1m以上あり、道路(通学路または建築基準法第42条に規定する道路)に面している

▷診断カルテで40点未満

●補助金額 1敷地当たりの撤去工事に必要な経費の2分の1(上限12万円)

### 耐震セミナー

スライドや模型を使い、地震や耐震の仕組みを説明します。また、住宅の耐震について質問や相談も受け付けます。

●日時 12/4(水) 14:30～16:30

●場所 遠賀町役場

●対象 町内在住の人

●講師 柿原 豊人さん(福岡市耐震推進協議会副会長)



### 共通

必要書類など、詳しくは事前に問い合わせるか遠賀町ホームページで確認してください。

●申し込み・問い合わせ 都市計画係

☎093-293-1317

Onga  
お知らせ  
News

## 遠賀町コミュニティバスに乗ろう！ (通称：コミバス)

時刻表・料金  
コミバス



令和7年4月1日から運賃を改定します

CHECK

コミバスの運行を継続するため、また、交通不便地域対策の「デマンドバス事業」を開始するため、運賃を見直します。

公共交通サービスの安定と充実のため、これまで以上の利用をお願いします。

※改定前に購入済みの回数券と定期券は改定後も使用できます。



### 【運賃改定内容】

| 項目  | 現行           | 改定後          |
|-----|--------------|--------------|
| 運賃  | 60歳以上100円    | 70歳以上100円    |
| 回数券 | 10枚つづり1,600円 | 11枚つづり2,000円 |
| 定期券 | 60歳以上半額      | 70歳以上半額      |

### 時刻表を配布しています

コミバスの時刻や料金は、遠賀町ホームページまたは冊子のおんがコミバスナビで確認してください。

#### ●おんがコミバスナビ配布場所

- ▷都市計画課
- ▷おんがみらいテラス
- ▷コミバス車内



### ゆめタウンで買い物をして無料乗車券をゲット

ゆめタウン遠賀では、毎月1日と15日の「ゆめバスの日」に2,000円以上買い物をした人へ、当日の帰りに利用できるコミバス無料乗車券をプレゼントしています。

詳しくは、ゆめタウン遠賀サービスカウンターに問い合わせてください。(☎093-293-8600)

### デマンドバス事業を開始します

CHECK

デマンドバスとは、事前に予約したルートを経由して運行する公共交通です。

要望の多い、バス停のない交通不便地域の交通対策とコミバスの便数を補完するため、マイクロバスでバス停のない地域や商業施設、病院、金融機関などの間を運行します。

現在準備を進めていますので、詳細は決定次第、広報おんがや遠賀町ホームページでお知らせします。

#### ●運行開始 令和7年夏

#### ●対象

町内在住の利用登録者

#### ●運賃 300円

(小学生、障がい者は半額)



### 運転免許証の自主返納者に回数券を交付します

町内在住の65歳以上の人が、運転免許証を自主返納した場合、コミバス回数券50回分を無料で交付します。折尾警察署で運転免許証を返納後に申請してください。

#### ●持ってくるもの

運転免許証の取消通知書または運転経歴証明書

#### ●その他 運転免許証の有効期限が切れている場合や返納日から1年を超えている場合は申請できません。

### 共通

#### ●申し込み・問い合わせ 都市計画係

☎093-293-1317

Onga  
お知らせ  
News

## 遠賀町のスポーツ施設を使おう！ 令和7年度定期利用登録団体募集

遠賀町  
ホームページ



町内のスポーツ施設などを定期的に利用する団体を募集します。登録を希望する団体は手続きをお忘れなく。

#### ●対象団体

会員数が10人以上で、町内在住の人が5割以上の団体

#### ●対象施設

- ▷町内学校体育施設(小・中学校体育館、小学校運動場、遠賀南中学校武道館)
- ▷遠賀町民体育館
- ▷遠賀総合運動公園内各施設(遠賀体育センター、遠賀コミュニティセンター、屋外施設)

#### ●登録費用 無料

※施設を利用するときに使用料が発生します。

#### ●申請期間 11/1(金)～12/6(金)

#### ●その他

▷施設と利用可能時間に限りがあるため、曜日や時間などを調整する場合があります。

▷登録基準や申請方法、登録までの流れ、注意事項など、詳しくは遠賀町ホームページまたは各施設で配布する募集要項で確認してください。

#### ●募集要項配布場所

教育委員会、遠賀町中央公民館、遠賀コミュニティーセンター、遠賀体育センター、遠賀町民体育館

#### ●申請・問い合わせ

スポーツ文化係

☎093-293-1326

